

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課又は調査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、個人住民税の賦課又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会・調査情報に基づき、住民税額を計算し、賦課する事務
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 団体内統合宛名システム 3 国税連携システム 4 eLTAXシステム 5 宛名管理システム 6 中間サーバー 7 コンビニ交付システム 8 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課システムデータベース	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第9号 ・別表第24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、7、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、30、31、32、33、53、54、55、57、58、60、63、65、73、75、79、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、95、105、123、125、126、133、134、135、141、142、145、149の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 総務部 税務課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 総務部 税務課 072-939-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は十分に行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	2 統合宛名システム	2 団体内統合宛名システム	事後	
平成27年10月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	税務課長 木田 茂利	税務課長 森田 勉	事後	
平成27年12月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	市民生活部 税務課	市民生活部 税務課 市民生活部 支所サービス課	事後	
平成27年12月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	税務課長 森田 勉	税務課長 森田 勉 支所サービス課長 針田 清	事後	
平成27年12月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	市民生活部 税務課	市民生活部 税務課 市民生活部 支所サービス課	事後	
平成27年12月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111 藤井寺市 市民生活部 税務課	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111 藤井寺市 市民生活部 税務課 市民生活部 支所サービス課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民生活部 税務課 市民生活部 支所サービス課	総務部 税務課 市民生活部 支所サービス課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	税務課長 森田 勉 支所サービス課長 針田 清	税務課長 松田 和人 支所サービス課長 小川 幸治	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	市民生活部 税務課 市民生活部 支所サービス課	総務部 税務課 市民生活部 支所サービス課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部 税務課 市民生活部 支所サービス課	総務部 税務課 市民生活部 支所サービス課	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 松田 和人 支所サービス課長 小川 幸治	税務課長 角田 伸夫 支所サービス課長 小川 幸治	事後	
平成30年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 角田 伸夫 支所サービス課長 小川 幸治	税務課長 糟谷 健司 支所サービス課長 小川 幸治	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	②所属長 税務課長 糟谷 健司 支所サービス課長 小川 幸治	②所属長の役職名 税務課長 支所サービス課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/1/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/1/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	《新規》	項目の追加	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	総務部 税務課 市民生活部 支所サービス課	総務部 税務課 市民生活部 市民課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	税務課長 支所サービス課長	税務課 市民課長	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部 税務課 市民生活部 支所サービス課	総務部 税務課 市民生活部 市民課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡先	総務部 税務課 市民生活部 支所サービス課	総務部 税務課 市民生活部 市民課	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1 個人住民税システム 2 団体内統合宛名システム 3 国税連携システム 4 eLTAXシステム 5 宛名管理システム 6 中間サーバー 7 コンビニ交付システム	1 個人住民税システム 2 団体内統合宛名システム 3 国税連携システム 4 eLTAXシステム 5 宛名管理システム 6 中間サーバー 7 コンビニ交付システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第8号 ・別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第16条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第9号 ・別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第16条	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74, 80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 27の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74, 80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 27の項	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第9号 ・別表第一の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第16条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） ・第9条第1項 ・第9条第3項 ・第19条第9号 ・別表第24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第16条	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74, 80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 27の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）第2条 （第2条の表における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、6、7、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、30、31、32、33、53、54、55、57、58、60、63、65、73、75、79、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、95、105、123、125、126、133、134、135、141、142、145、149の項 （第2条の表における情報照会の根拠） 53の項	事後	
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	税務課 市民課長	税務課 税務課長	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部 税務課 市民生活部 市民課	総務部 税務課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	総務部 税務課 市民生活部 市民課	総務部 税務課	事後	
令和7年6月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 個人住民税システム 2 団体内統合宛名システム 3 国税連携システム 4 eLTAXシステム 5 宛名管理システム 6 中間サーバー 7 コンビニ交付システム	1 個人住民税システム 2 団体内統合宛名システム 3 国税連携システム 4 eLTAXシステム 5 宛名管理システム 6 中間サーバー 7 コンビニ交付システム 8 サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年6月10日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月10日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	(様式変更のため新規追加)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	
令和7年6月10日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	